

平成27年度 通関士本試験

通関書類の作成要領その他通関手続の実務

試 験 問 題（時間 1 時間30分）

注 意 事 項

- 1 問題の解答は、別紙の答案用紙に記入してください。
- 2 答案用紙に氏名、受験地及び受験番号を忘れずに記入してください。
- 3 問題集及び答案用紙の再交付はいたしません。
- 4 第1問の輸出統計品目表（抜すい）、第2問の実行関税率表（抜すい）（EPAタリフデータを含む。）は別冊に掲載されております。
- 5 第3問から第7問までの問題については、解答のすべてが正解した場合のみ得点が与えられます。

【選択式・計算式】 — 第1問5点 第2問15点 —

第1問 輸出申告

別紙1の仕入書及び下記事項により、オイル類の輸出申告を輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を使用して行う場合について、別紙2の輸出申告事項登録画面の輸出統計品目番号欄（(a)～(e)）に入力すべき統計品目番号を、別冊の「輸出統計品目表」（抜すい）を参照して、下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

記

- 1 統計品目番号が同一であるものがある場合は、これらを一欄にまとめる。
- 2 統計品目番号が異なるものであっても、それぞれの申告価格が20万円以下である場合には、これらを一括して一欄にまとめる。
なお、この場合に入力すべき統計品目番号は、これらの品目のうち申告価格が最も大きいものの統計品目番号とし、10桁目は「X」とする。
- 3 輸出申告事項登録は、申告価格（上記1によりまとめられたものについては、その合計額）の大きいものから順に入力するものとし、上記2により一括して一欄にまとめたものについては、最後の欄に入力するものとする。
- 4 別紙1の仕入書に記載されている品目はすべて、食品工業又は飲料工業において使用する種類のものではなく、そのうち小売用にした物品は皮膚の手入れ用に供されることが明らかなものである。
- 5 別紙1の仕入書に記載されているそれぞれの品目の価格（工場渡し価格）とは別に、売手の工場から輸出港までの運賃として、工場渡し価格の12%に相当する額の運賃が支払われる。
- 6 別紙1の仕入書に記載されている外国通貨建価格の本邦通貨への換算は、別紙3の「実勢外国為替相場の週間平均値」を参照して行う。
- 7 申告年月日は、平成27年10月1日とする。

① 1509100003	② 1509900000	③ 1510000004
④ 1513190000	⑤ 1515909006	⑥ 1518000002
⑦ 180400000X	⑧ 3301120001	⑨ 330112000X
⑩ 330119000X	⑪ 3301290005	⑫ 330129000X
⑬ 3302900005	⑭ 330290000X	⑮ 3304999003

別紙 1

INVOICE

Seller

ABC Trading Co., Ltd.
1-1, kasumigaseki 3-chome,
Chiyoda-ku, Tokyo, JAPAN

Invoice No. and Date

ABC-150018 Sep. 8th, 2015

Reference No. PPP-150135

Buyer XYZ Corp. 1125 E 8th Street, Los Angeles, CA 90079		Country of Origin	Japan			
		L/C No. LAIB-0929	Date Aug. 24th, 2015			
Vessel Sekai Maru	On or about Oct. 4th, 2015	Issuing Bank LA International Bank				
From Tokyo, Japan	Via					
To Los Angeles, U.S.A.		Other Payment Terms				
Marks and Nos. XYZ LOS ANGELES	Description of Goods	Quantity	Unit Price	Amount		
		Unit	per Unit	EXW US\$		
		Virgin olive oil (200L)	25	153.00	3,825.00	
		Jojoba oil put up for retail sale (20ml)	3,850	1.17	4,504.50	
		Cocoa oil (200L)	5	210.00	1,050.00	
		Essential oil of lime (200L)	8	170.00	1,360.00	
		Vegetable oils containing 50% by weight of coconut oil and 50% by weight of olive oil (200L)	15	155.00	2,325.00	
		Virgin olive oil with essential oil of peppermint put up for retail sale (15ml)	2,500	2.15	5,375.00	
Mixtures containing 50% by weight of essential oil of orange and 50% by weight of essential oil of rosemary (200L)	10	164.00	1,640.00			
		Total : EXW		US\$	20,079.50	
Total : 128 packages						
N/W : 11,700kgs						
G/W : 13,900kgs						
ABC Trading Co., Ltd.						
(Signature)						

輸出申告事項登録（大額）											
共通部		繰返部									
			申告等番号								
大額・少額識別	L	申告等種別	E	申告先種別		貨物識別		あて先官署		あて先部門	
			申告予定年月日								
輸出者		ABC TRADING CO., LTD									
輸出者住所	TOKYO TO CHIYODA KU KASUMIGASEKI 3-1-1										
輸出者電話											
申告予定者		通関予定蔵置場									
貨物個数	128	PK	貨物重量	13,900	KGM						
記号番号											
最終仕向地	USLAX		積込港	JPTYO	貿易形態別符号						
積載予定船舶		SEKAI MARU		出港予定年月日	20151004						
インボイス番号等	A		ABC-150018								
インボイス価格等	EXW	USD	20,079.50	A	FOB価格等						

輸出申告事項登録（大額）

共通部 繰返部

〈01欄〉 輸出統計品目番号 品名
 数量(1) 数量(2)
 BPR按分係数 BPR通貨コード
 他法令 (1) (2) (3) (4) (5)
 輸出貿易管理令別表コード 外為法第48条コード 関税減免戻税コード
 内国消費税免税コード 内国消費税免税識別

〈02欄〉 輸出統計品目番号 品名
 数量(1) 数量(2)
 BPR按分係数 BPR通貨コード
 他法令 (1) (2) (3) (4) (5)
 輸出貿易管理令別表コード 外為法第48条コード 関税減免戻税コード
 内国消費税免税コード 内国消費税免税識別

〈03欄〉 輸出統計品目番号 品名
 数量(1) 数量(2)
 BPR按分係数 BPR通貨コード
 他法令 (1) (2) (3) (4) (5)
 輸出貿易管理令別表コード 外為法第48条コード 関税減免戻税コード
 内国消費税免税コード 内国消費税免税識別

〈04欄〉 輸出統計品目番号 品名
 数量(1) 数量(2)
 BPR按分係数 BPR通貨コード
 他法令 (1) (2) (3) (4) (5)
 輸出貿易管理令別表コード 外為法第48条コード 関税減免戻税コード
 内国消費税免税コード 内国消費税免税識別

〈05欄〉 輸出統計品目番号 品名
 数量(1) 数量(2)
 BPR按分係数 BPR通貨コード
 他法令 (1) (2) (3) (4) (5)
 輸出貿易管理令別表コード 外為法第48条コード 関税減免戻税コード
 内国消費税免税コード 内国消費税免税識別

実勢外国為替相場の週間平均値
(1 アメリカドルに対する円相場)

期 間	週間平均値
平成27. 9. 6 ～ 平成27. 9. 12	¥124.00
平成27. 9. 13 ～ 平成27. 9. 19	¥120.00
平成27. 9. 20 ～ 平成27. 9. 26	¥118.00
平成27. 9. 27 ～ 平成27. 10. 3	¥121.00

第2問 輸入（納税）申告

別紙1の仕入書及び下記事項により、オーストラリアから畜産物等を輸入する場合の輸入（納税）申告を輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を使用して行う場合について、以下の問いに答えなさい。

- (1) 別紙2の輸入申告事項登録画面の品目番号欄（(a)～(e)）に入力すべき品目番号を、別冊の「実行関税率表（抜すい）」及び別紙3の「NACCS用品目コード（輸入）（抜すい）」を参照して、下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。
- (2) 別紙2の輸入申告事項登録画面の課税価格の右欄（(f)～(j)）に入力すべき申告価格（関税定率法第4条から第4条の9まで（課税価格の計算方法）の規定により計算される課税価格に相当する価格）の額をマークしなさい。

記

- 1 品目番号が同一であるものがある場合は、これらを一欄にまとめる。
- 2 品目番号が異なるものであっても、関税割当ての対象物品以外のものについては、それぞれの申告価格が20万円以下である場合には、これらに関税が有税である品目と無税である品目に分けて、それぞれを一括して一欄にまとめる。

なお、この場合に入力すべき品目番号は、次のとおりとする。

- (1) 有税である品目については、一欄にまとめた品目のうち関税率が最も高いものの品目番号とし、10桁目は「X」とする。
- (2) 無税である品目については、一欄にまとめた品目のうち申告価格が最も大きいものの品目番号とし、10桁目は「X」とする。

関税割当ての対象物品に該当するか否かについては、別紙4の「関税暫定措置法（抜すい）」及び「経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（抜すい）」を参照すること。

- 3 品目番号が異なるものであっても、上記2によりまとめたもの以外の物品の品目番号の10桁目については、別冊の「実行関税率表（抜すい）」及び別紙3の「NACCS用品目コード（輸入）（抜すい）」に記載されたNACCS用符号を入力するものとする。
- 4 品目番号欄（(a)～(e)）には、上記2によりまとめたもの以外については、申告価格（上記1によりまとめたものについては、その合計額）の大きいものから順に入力するものとし、上記2によりまとめたものについては、これら以外のものを入力した後に入力するものとし、当該まとめたものが二欄以上とな

る場合には、そのまとめたものの合計額の大きいものから順に入力するものとする。

- 5 課税価格の右欄 ((f)～(j)) には、別紙 1 の仕入書に記載された価格を本邦通貨に換算した後の価格に下記10及び11の費用のうち申告価格に算入すべきものの額（下記10の費用にあっては、本邦通貨に換算した後の額）を加算した額を入力することとする。なお、1 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

- 6 外国通貨建価格の本邦通貨への換算は、別紙 5 の「実勢外国為替相場の週間平均値」を参照して行う。

- 7 輸入者 (HIJ Co., Ltd.) (買手) は、買付業務委託契約に基づき、オーストラリアの買付代理人 (EFG TRADING Co., Ltd.) を通じて、オーストラリア原産の畜産物等を輸出者 (ABC BEEF PARTY) (売手) より輸入する。

この場合において、「買付代理人が買付けに関し買手を代理して当該買付けに係る業務を行う者であること」、「買付代理人が当該業務を実際に行っているという実態が存在すること」及び「売手と買手との間の売買契約が存在すること」が買付業務委託契約書その他の文書により客観的に裏付けられているものとする。

- 8 別紙 1 の仕入書に記載された「Frozen Prepared Shrimp」は、シュリンプが最大の重量を占めており、その含有量が全重量の20%を超えるものである。

- 9 輸入者 (買手) は、別紙 1 の仕入書に記載されたUS\$20, 100. 00を買付代理人に支払い、買付代理人は、別紙 1 の仕入書に記載されたAUS\$22, 110. 00を輸出者 (売手) に、それぞれ輸入貨物の代金として支払うものとする。

- 10 輸入者は、買付業務委託契約に基づき、買付代理人に買付手数料US\$201. 00を輸入貨物の代金とは別に支払うものとする。

- 11 輸入者は、輸入者の都合により本邦における揚地を変更したため、船会社に対して揚地変更に伴う割増料金として110, 550円を支払うものとする。また、変更後の港から輸入者指定の本邦保税倉庫までの国内運送費用として88, 440円を運送会社に支払うものとする。なお、当該揚地変更に伴う費用の額はいずれも通常必要とする運賃の額を著しく超えるものではない。

- 12 上記10及び11の費用を申告価格に算入する場合の申告価格の振り分けは仕入書価格按分とする。

- 13 別紙 1 の仕入書に記載された畜産物等については、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく原産地証明書によりオーストラリ

ア原産品であることが確認できているほか、当該協定に基づく税率の適用に必要な条件が具備されており、申告に当たっては当該税率を適用するものとする。

また、輸入する貨物が関税割当ての対象物品である場合には、当該協定の附属書1第3編第1節注釈2(36)に定める関税割当て数量以内のものであり、主務官庁による関税割当て証明書を取得しているほか、関税割当ての枠内税率の適用に必要な条件が具備されており、申告に当たっては当該枠内税率を適用するものとする。

なお、当該協定の税率については、別冊の「実行関税率表（抜すい）」における附表の「EPAタリフデータ（抜すい）」を参照すること。

14 申告年月日は、平成27年10月1日とする。

① 020130-0046	② 020130-0201	③ 020130-020†
④ 020230-0044	⑤ 020230-010†	⑥ 020230-0206
⑦ 020443-0004	⑧ 020443-000X	⑨ 020610-0112
⑩ 020610-011X	⑪ 050690-0903	⑫ 050690-090X
⑬ 160521-0213	⑭ 160521-021X	⑮ 160521-0294

別紙 1

INVOICE

From EFG TRADING CO., LTD.
RIV, QLD 3315, AUSTRALIA

Invoice No. and Date
XYZ-100904—1 Sep. 12th, 2015

Purchased from ABC BEEF PARTY

Reference No. AB-10133—1

To HIJ CO., LTD. Higashi 2-3 Chuo-ku Tokyo. JAPAN		Country of Origin AUSTRALIA		
		Terms of Payment T/T		
Vessel Nihon Maru	On or about Sep. 21st, 2015	Other Payment Terms		
From Brisbane, Australia	Via	To Tokyo, Japan		
Marks and Nos.	Description of Goods	Quantity	Unit Price	Amount
		kgs	USD (AUD) per kg	CIF USD (CIF AUD)
HIJ	Chilled Beef Meat (Meat of Bovine Animal, Boneless, Chuck Meat, No Boiled)	120	75.00 (82.50)	9,000.00 (9,900.00)
TOKYO				
Made in AUSTRALIA	Frozen Beef Meat (Meat of Bovine Animal, Boneless, Chuck Meat, No Boiled)	150	56.00 (61.60)	8,400.00 (9,240.00)
	Frozen Sheep Meat (Boneless, No Boiled)	55	8.00 (8.80)	440.00 (484.00)
	Chilled Beef Tongues (Bovine Animals, No Boiled)	100	10.00 (11.00)	1,000.00 (1,100.00)
	Frozen Prepared Shrimp (peeled, battered and breaded with rice, not in airtight container) “EBI FRY”	150	6.00 (6.60)	900.00 (990.00)
	Beef Bone (Not Edible Products, Unwork)	200	1.80 (1.98)	360.00 (396.00)
	Total : CIF TOKYO	775	USD (AUD)	20,100.00 (22,110.00)
Total : 300 cartons				
N/W : 775 kgs				
G/W : 900 kgs				
EFG TRADING CO., LTD.				
(Signature) _____				

輸入申告事項登録（輸入申告）

共通部

繰返部

申告番号 

大額／少額

申告等種別

申告先種別 貨物識別 識別符号 あて先官署 あて先部門 申告等予定年月日 輸入者 住所 電話 蔵置場所 一括申告 申告等予定者 

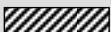
B/L番号

1 2 3 4 5 

貨物個数

貨物重量(グロス)

貨物の記号等

積載船(機) 入港年月日 

船(取)卸港

積出地

貿易形態別符号 コンテナ本数 仕入書識別 電子仕入書受付番号 

仕入書番号

仕入書価格



輸入申告事項登録（輸入申告）

共通部

繰返部

<01欄> 品目番号 (a) 品名 原産地 AU 数量1 数量2 輸入令別表 蔵置種別等 BPR係数 運賃按分 課税価格 (f) 関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額
1			2		
3			4		
5			6		

<02欄> 品目番号 (b) 品名 原産地 AU 数量1 数量2 輸入令別表 蔵置種別等 BPR係数 運賃按分 課税価格 (g) 関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額
1			2		
3			4		
5			6		

<03欄> 品目番号 (c) 品名 原産地 AU 数量1 数量2 輸入令別表 蔵置種別等 BPR係数 運賃按分 課税価格 (h) 関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額
1			2		
3			4		
5			6		

<04欄> 品目番号 (d) 品名 原産地 AU 数量1 数量2 輸入令別表 蔵置種別等 BPR係数 運賃按分 課税価格 (i) 関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額
1			2		
3			4		
5			6		

<05欄> 品目番号 (e) 品名 原産地 AU 数量1 数量2 輸入令別表 蔵置種別等 BPR係数 運賃按分 課税価格 (j) 関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額
1			2		
3			4		
5			6		

NACCS用品目コード（輸入）（抜すい）

実行関税率表の「NACCS用欄」に†が記載されている品目は、この表の「NACCS用品目コード番号」欄を参照し、番号6桁、統計細分3桁に「NACCS用」欄1桁を含めた10桁で入力する。

実行関税率表			NACCS用品目コード			備考
番号	細分	NACCS用	番号	細分	NACCS用	
020110	000	†	020110	000	1	その他のもの 暫定法第7条の5第1項該当のもの オーストラリア原産のものでEPA協定に基づく原産地証明書又は原産品申告書があるもの
				001	2	
				002	3	
020120	000	†	020120	000	5	その他のもの 暫定法第7条の5第1項該当のもの メキシコ原産の四分体以外のもの、若しくはオーストラリア原産のものでEPA協定に基づく原産地証明書又は原産品申告書があるもの
				001	6	
				002	0	
020130	010	†	020130	010	5	その他のもの 暫定法第7条の5第1項該当のもの メキシコ原産のもの、若しくはオーストラリア原産のものでEPA協定に基づく原産地証明書又は原産品申告書があるもの
				001	3	
				002	4	
020130	020	†	020130	020	1	その他のもの 暫定法第7条の5第1項該当のもの メキシコ原産のもの、若しくはオーストラリア原産のものでEPA協定に基づく原産地証明書又は原産品申告書があるもの
				003	5	
				004	6	
020130	030	†	020130	030	4	その他のもの 暫定法第7条の5第1項該当のもの メキシコ原産のもの、若しくはオーストラリア原産のものでEPA協定に基づく原産地証明書又は原産品申告書があるもの
				005	0	
				006	1	
020130	090	†	020130	090	1	その他のもの 暫定法第7条の5第1項該当のもの メキシコ原産のもの、若しくはオーストラリア原産のものでEPA協定に基づく原産地証明書又は原産品申告書があるもの
				007	2	
				008	3	
020210	000	†	020210	000	6	その他のもの 暫定法第7条の5第1項該当のもの オーストラリア原産のものでEPA協定に基づく原産地証明書又は原産品申告書があるもの
				001	0	
				002	1	
020220	000	†	020220	000	3	その他のもの 暫定法第7条の5第1項該当のもの メキシコ原産及びチリ原産のもの、若しくはオーストラリア原産のものでEPA協定に基づく原産地証明書又は原産品申告書があるもの
				001	4	
				002	5	
020230	010	†	020230	010	3	その他のもの 暫定法第7条の5第1項該当のもの メキシコ原産及びチリ原産のもの、若しくはオーストラリア原産のものでEPA協定に基づく原産地証明書又は原産品申告書があるもの
				001	1	
				002	2	
020230	020	†	020230	020	6	その他のもの 暫定法第7条の5第1項該当のもの メキシコ原産及びチリ原産のもの、若しくはオーストラリア原産のものでEPA協定に基づく原産地証明書又は原産品申告書があるもの
				003	3	
				004	4	
020230	030	†	020230	030	2	その他のもの 暫定法第7条の5第1項該当のもの メキシコ原産及びチリ原産のもの、若しくはオーストラリア原産のものでEPA協定に基づく原産地証明書又は原産品申告書があるもの
				005	5	
				006	6	
020230	090	†	020230	090	6	その他のもの 暫定法第7条の5第1項該当のもの メキシコ原産及びチリ原産のもの、若しくはオーストラリア原産のものでEPA協定に基づく原産地証明書又は原産品申告書があるもの
				007	0	
				008	1	

関税暫定措置法（抜すい）

（経済連携協定に基づく関税割当制度）

第八条の六（省略）

2 經濟連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品のうち輸出国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。）が発給する証明書に基づき輸入国が割当てを行うこととされているものについては、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、当該經濟連携協定の我が国以外の締約国が発給する証明書に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するものに適用する。

3 前二項の割当ての方法、割当てを受ける手続その他前二項の規定の適用に關して必要な事項は、政令で定める。

経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（抜すい）

(割当ての方法及び基準)

第一條（省略）

2 法第八条の六第二項の割当て（以下「二項割当て」という。）を受けようとする者は、別表第三の各項の中欄に掲げる経済連携協定の規定により二項割当ての対象となる当該各項の下欄に掲げる物品については農林水産大臣、別表第四の上限に掲げる経済連携協定の規定により二項割当ての対象となる同表の下欄に掲げる物品については経済産業大臣に關稅割當申請書を提出しなければならない。

3
(
10
(省略)

別表第三（第一条関係）

項名	品目	
經濟連携協定		
九	オーストラリア協定	(一) 関税率表第二〇〇三・一一号の二、第二〇〇三・一二号の二、第二〇〇三・一九号の二、第二〇〇三・二二号の二、第二〇〇三・二二号の二、第二〇〇三・二九号の二、第二〇〇六・四九号の二の(一)、第一六〇二・四一号、第一六〇二・四二号及び第一六〇二・四九号の二に掲げる物品 (二) 関税率表第二〇六・一〇号、第二〇六・二二号、第二〇六・二二号、第二〇二六・二九号、第二〇二〇・二二号及び第二〇二〇・九九号の二に掲げる物品 (三) 関税率表第二〇七・一一号、第二〇二七・一二号、第二〇二七・一三号、第二〇二七・一四号の二、第一六〇二・三九号の二の(一)に掲げる物品 (四) 関税率表第四〇九・〇〇号に掲げる物品 (五) 関税率表第一六〇一・〇〇号、第一六〇二・一〇号及び第一六〇二・二〇号の一に掲げる物品 (六) 関税率表第一六〇二・五〇号の二に掲げる物品(同号の二の(二)のAに掲げる物品のうち米を含むもの以外のものに限り。) (七) 関税率表第二〇〇九・一一号、第二〇〇九・一二号及び第二〇〇九・一九号に掲げる物品 (八) 関税率表第二〇〇九・七一号及び第二〇〇九・七九号に掲げる物品

実勢外国為替相場の週間平均値
(外国通貨1単位に対する円相場)

期 間	週間平均値	
	アメリカドル	オーストラリアドル
平成27. 9. 6 ～ 平成27. 9. 12	¥124.00	¥103.00
平成27. 9. 13 ～ 平成27. 9. 19	¥120.00	¥100.00
平成27. 9. 20 ～ 平成27. 9. 26	¥118.00	¥ 98.00
平成27. 9. 27 ～ 平成27.10. 3	¥121.00	¥101.00

【選 択 式】 —— 各問題 2 点 ——

第3問 次の記述は、輸出通関に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。
すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物については、特定輸出者の承認を受けた者であっても特定輸出申告を行うことはできない。
- 2 特定輸出者が特定輸出申告を行い、税関長の許可を受けた貨物が保税地域以外の場所にある場合において、当該貨物を廃棄しようとするときは、当該貨物の所在地に関わらず、当該許可をした税関長に届け出なければならない。
- 3 法人である特定輸出者が解散した場合には、当該特定輸出者の代表者であった者が輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出を行ったときに、特定輸出者の承認の効力を失う。
- 4 輸出申告は、その申告に係る貨物を積み込もうとする外国貿易船について関税法第17条第1項の規定による出港届が税関に提出された後でなければ、当該貨物を保税地域等に入れる前に行うことはできない。
- 5 仮に陸揚げされた貨物のうち、外国為替及び外国貿易法第48条第1項（輸出の許可等）の規定による許可を受けなければならないものを外国に向けて積み戻そうとする場合には、税関長に積戻し申告をし、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。

第4問 次の記述は、輸入通関に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。
すべてを選びその番号をマークしなさい。

- 1 申告納税方式が適用される貨物を業として輸入する者が関税法第94条第1項（帳簿の備付け等）の規定により備え付けなければならない帳簿に記載すべき事項の一部が輸入の許可書に記載されている場合は、当該一部の事項の当該帳簿への記載を省略することができる。
- 2 日本籍を有する船舶であって、本邦と外国との間を往来するものに積まれている外国貨物である船用品を当該船舶においてその本来の用途に従って消費する場合には、その消費の時までに当該船舶の船長が輸入申告しなければならない。
- 3 特例輸入者の特例申告貨物に係る輸入申告書には、当該特例申告貨物の記号及び番号を記載する必要はない。
- 4 輸入申告が不要とされている郵便物のうち、税関長が日本郵便株式会社に検査が終了した旨を通知したものは、関税法の適用については、輸入を許可された貨物とみなされる。
- 5 申告納税方式が適用される貨物であっても、課税価格の合計額が1万円以下である場合には、輸入申告をする必要はない。

第5問 次の物品について、関税率表の適用上の所属を決定するにあたり、適用する関税率表の解釈に関する通則及び関税率表の類注の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

プラスチック製の風車（直径70mm）であって、透明な硬質プラスチック製の柄（長さ140mm、直径10mm）の内部にキャンディ（砂糖菓子）が詰められている物品。本品はがん具として第95.03項に分類されるものである。

選択肢	通則及び関税率表の類注	
1	通則 1	部、類及び節の表題は、単に参照上の便宜のために設けたものである。関税率表の適用に当たっては、物品の所属は、項の規定及びこれに関係する部又は類の注の規定に従い、かつ、これらの項又は注に別段の定めがある場合を除くほか、次の原則に定めるところに従って決定する。
2	通則 3 (b)	混合物、異なる材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品及び小売用のセットにした物品であって、通則 3 (a) の規定により所属を決定することができないものは、この通則 3 (b) の規定を適用することができる限り、当該物品に重要な特性を与えている材料又は構成要素から成るものとしてその所属を決定する。
3	通則 3 (c)	通則 3 (a) 及び通則 3 (b) の規定により所属を決定することができない物品は、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。
4	第17類（糖類及び砂糖菓子）注 1	この類には、次の物品を含まない。 (a) ココアを含有する砂糖菓子（第18.06項参照） (b) 第29.40項の糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）その他の物品 (c) 第30類の医薬品その他の物品
5	第95類（がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び付属品）注 4	第95.03項には、この項の物品と一以上の物品（関税率表の解釈に関する通則 3 (b) のセットではないもので、単独で提示する場合は他の項に属するものに限る。）とを組み合わせたものを含む（小売用にしたもの及びがん具の重要な特性を有する組合わせにしたものに限る。）。

第6問 次の記述は、関税法第7条第3項（申告）の規定に基づく関税率表の適用上の所属に係る教示（以下「事前教示」という。）に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 インターネットによる事前教示の照会は、輸入しようとする貨物の輸入者、輸出者若しくは当該貨物の製法、性状等を把握している利害関係者又はこれらの代理人が行うものとされている。
- 2 電子メール本文に必要事項を記載してインターネットにより行われた事前教示の照会について、電子メールにより回答が行われた場合において当該回答が当該照会に係る貨物の輸入申告の際に添付されているときは、当該申告の審査上、尊重される。
- 3 文書による事前教示の照会に対する回答書のうち、その交付又は送達の日（再交付し、又は再送達したものにあつては、その当初の回答書の発出日）から3年を経過したものは、輸入申告の審査上、尊重されない。
- 4 文書による事前教示の照会及び回答の内容については、照会者の申し出により非公開とすることが可能であり、その非公開期間に制限はない。
- 5 文書による事前教示の照会に対する回答のうち、内国消費税等の適用区分及び税率並びに他法令の適用の有無に係るものについても、当該照会に係る貨物の輸入申告の審査上、尊重される。

第7問 次の記述は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「オーストラリア協定」という。）における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 オーストラリア協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けるためにオーストラリア協定原産品申告書を輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を使用して税関長に提出した場合には、当該オーストラリア協定原産品申告書を書面により提出する必要はない。
- 2 オーストラリア協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けるために締約国原産地証明書を税関長に提出する場合は、税関長がその提出の必要がないと認めるときを除き、輸入貨物がオーストラリア原産品であることを明らかにする書類を併せて提出しなければならない。
- 3 オーストラリア協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けるためにオーストラリア協定原産品申告書を税関長に提出する場合は、税関長がその提出の必要がないと認めるときを除き、輸入貨物がオーストラリア原産品であることを明らかにする書類を併せて提出しなければならない。
- 4 オーストラリア協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けるために税関長に提出するオーストラリア協定原産品申告書は、輸入貨物に係る輸出者、生産者又は輸入者のいずれかが自ら作成することができる。
- 5 オーストラリア協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けるために税関長に提出する締約国原産地証明書は、輸入貨物に係る輸出者、生産者又は輸入者のいずれかが自ら作成することができる。

【計 算 式】 —— 各問題 2 点 ——

第 8 問 下表に掲げる 2 品目の外国貨物について、一の輸入（納税）申告書で申告し許可を受けたが、許可後において、下表のとおり課税標準が誤っていることが判明し、修正申告をすることとなった。当該修正申告により納付すべき関税額を計算し、その額をマークしなさい。

品名	修正申告前 (輸入（納税）申告時) の課税標準額	修正申告後の 課税標準額	適用税率
A	1, 386, 200円	4, 938, 265円	8. 4%
B	3, 628, 445円	4, 868, 114円	7. 4%

第 9 問 外国貨物について輸入（納税）申告をしたが、納税後において下表のとおり課税標準及び適用税率に誤りがあることが判明し、修正申告をすることとなった。当該修正申告により納付すべき関税額には過少申告加算税が課されることとなったが、その過少申告加算税を計算し、その額をマークしなさい。

	課税標準額	適用税率
修正申告前 (輸入（納税）申告時)	5, 411, 099円	9. 1%
修正申告後	7, 453, 698円	10. 9%

第10問 次の取引内容に係る輸入貨物の課税価格を計算し、その額をマークしなさい。

- 1 本邦の輸入者M（買手）は、建設機械を輸入するため、A国の輸出者X（売手）との間で、当該建設機械に係る売買契約を締結した。
- 2 当該売買契約には、次の事項が規定されている。
 - イ A国の工場渡し単価 …………… 700,000円／台
 - ロ 売買契約数量 ……………10台
 - ハ Mは、当該売買契約とは別に、Xと建設機械に係る保証契約を締結しなければならない旨
- 3 Mは、当該売買契約に基づき、Xから建設機械10台を輸入し、その代金をXに支払った。
- 4 Mは、上記2のハの保証契約をXと締結し、建設機械の代金とは別に、保証費用を1台につき50,000円をXに支払った。
- 5 Mは、Xに対して当該建設機械の操作方法に係る研修を依頼し、当該研修に係る費用250,000円を支払い、また、当該研修に社員3人を派遣し、当該派遣費用の総額150,000円を負担した。
- 6 Mは、当該建設機械の輸入港に到着するまでの運送に係る費用270,000円、保険料80,000円を運送会社及び保険会社に対してそれぞれ支払った。また、輸入港までの運送に先立ち、当該建設機械に係る梱包についてA国の梱包会社Yに依頼し、当該梱包費用120,000円をYに支払った。
- 7 上記の者のいずれの間にも特殊関係はない。

第11問 次の取引内容に係る輸入貨物の課税価格を計算し、その額をマークしなさい。

- 1 本邦の輸入者M（買手）は、サングラス300個を輸入するため、A国の輸出者X（売手）との間で、C F R条件により売買単価1,500円で当該サングラスに係る売買契約を締結した。
- 2 当該売買契約は、A国の仲介者Yを介して締結されたものであり、MとXはその仲介業務の対価として売買価格の3%をそれぞれYに支払った。
- 3 Mは、A国での事業拡大を予定しており、上記2とは別にYに対して取引先の開拓のための調査を依頼し、調査費用として70,000円をYに支払った。
- 4 当該売買契約には、当該サングラスの代金を一括して支払う場合には売買価格から11%の値引きが与えられることが規定されている。
- 5 Mは、当該売買契約に基づき、Xからサングラス300個を輸入し、その代金を一括してXに支払った。
- 6 Mは、当該サングラスの輸入港到着後の運送に係る費用12,000円を運送会社に支払い、輸入港までの保険料3,000円を保険会社に支払った。
- 7 上記の者のいずれの間にも特殊関係はない。

第12問 次の取引内容に係る輸入貨物の課税価格を計算し、その額をマークしなさい。

- 1 本邦の輸入者M（買手）は、冷蔵野菜を輸入するため、A国の輸出者X（売手）との間で、当該冷蔵野菜に係る売買契約を締結した。
- 2 当該売買契約には、次の事項が規定されている。
 - イ A国の工場渡し単価 …………… 40円/kg
 - ロ 売買契約数量 …………… 48,000kg
 - ハ 鮮度不良等による変質の割合が売買契約数量の3%以内であれば、値引きやクレームの対象とはならない旨
- 3 Mは、当該売買契約に基づき、Xから冷蔵野菜48,000kgを輸入し、その代金をXに支払う。
- 4 Mは、当該売買契約に基づき本邦に到着した当該冷蔵野菜について、その輸入（納税）申告に先立ち検査機関Yに検品を依頼したところ、鮮度不良により1,400kgが変質していることが判明した。
- 5 Mは、上記4の検品代としてYに80,000円を支払う。
- 6 Mは、当該冷蔵野菜の代金及び検品代に係る費用とは別に、当該冷蔵野菜の輸入に関し、次に掲げる費用を負担する。
 - イ Xの工場からA国の輸出港までの運送に係る費用 …………… 15,000円
 - ロ A国の輸出港から輸入港までの運送に係る費用 …………… 190,000円
 - ハ 輸入港における検疫に要する費用 …………… 17,000円
 - ニ 輸入港からMの倉庫までの運送に係る費用 …………… 25,000円
- 7 上記の者のいずれの間にも特殊関係はない。

【択一式】 —— 各問題1点 ——

第13問 次の記述は、関税暫定措置法第8条の2（特惠関税等）に規定する特惠関税制度に係る原産地認定に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 特惠受益国であるA国において生まれ、かつ、特惠受益国であるB国において育成された生きている羊は、B国の原産品である。
- 2 特惠受益国であるA国の船舶により特惠受益国でないB国の排他的経済水域で採捕された魚のみから当該船舶において生産された魚の干物は、B国の原産品である。
- 3 関税定率法別表第50類から第63類までに該当する物品にあつては、当該物品の生産に使用された非原産品からの加工が実質的な変更を加える加工に該当するか否かを決定するに当たり、当該非原産品の総重量が当該物品の総重量の15%以下の場合には、当該非原産品からの加工が実質的な変更を加える加工に該当するか否かは考慮しないものとされている。
- 4 特惠受益国でないB国から輸出された材料を使用して、特惠受益国であるA国において、実質的な変更を加える製造により生産された物品は、B国の原産品である。
- 5 特惠受益国であるA国の原産品は、B国を経由して本邦に運送された場合には、B国の原産品となる。

第14問 次の輸入取引のうち、関税定率法第4条第1項（課税価格の決定の原則）の規定により課税価格を計算できないものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、該当するものがない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 売手と買手の売買契約に基づき輸入する貨物であって、買手による当該輸入貨物の使用について、法令による制限が課されている場合
- 2 売買契約に基づく輸入取引の売手と買手とが関税定率法第4条第2項第4号に規定する特殊関係にあり、輸入貨物に係る産業での通常の価格設定に関する慣行に適合する方法で当該輸入貨物の価格が設定されている場合
- 3 輸入貨物の売手が、特定の数量の完成品を受け取ることを条件として、その半製品である当該輸入貨物を買手に提供する形態を基礎として、輸入貨物の価格が設定されている場合
- 4 売買契約に基づく輸入取引の売手と買手とが関税定率法第4条第2項第4号に規定する特殊関係にあり、当該売手が製造者等から購入した貨物を当該買手が輸入する場合において、輸入貨物の価格が当該製造者等から他の売手を経て、これと特殊関係にない他の買手が輸入する当該輸入貨物と類似の貨物の価格と近似していると認められる価格である場合
- 5 売手と買手の売買契約に基づき輸入する貨物であって、買手である独占販売権者が売手から当該輸入貨物を再販売することができる地域について制限を受けている場合

第15問 次の医薬品は、その関税率表の所属区分が第30.03項に該当するものであるが、それら医薬品のうち、第3003.10号に該当しないものはどれか。以下の表を参考にし、一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、第3003.10号に該当しない医薬品がない場合には、「0」をマークしなさい。

これらの医薬品はいずれも、ペニシリン、ストレプトマイシン及びその誘導体並びにテトラサイクリン以外の抗生物質を含有しないものとする。

- 1 ペニシリン及びストレプトマイシンを含有する医薬品
- 2 ペニシリンを含有する医薬品
- 3 ストレプトマイシンを含有する医薬品
- 4 ペニシリンとテトラサイクリンを含有する医薬品
- 5 ストレプトマイシン誘導体とインスリンを含有する医薬品

番号	品名
30.03	医薬品（治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、投与量にしていないもの及び小売用の形状又は包装にしていないものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。）
3003.10	－ペニシリン若しくはその誘導体（ペニシラン酸構造を有するものに限る。）又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの
3003.20	－その他の抗生物質を含有するもの －第29.37項のホルモンその他の物質を含有するもの（抗生物質を含有しないものに限る。）
3003.31	－インスリンを含有するもの
3003.39	－その他のもの
3003.40	－アルカロイド又はその誘導体を含有するもの（抗生物質又は第29.37項のホルモンその他の物質を含有するものを除く。）
3003.90	－その他のもの

第16問 次に掲げる物品のうち、関税率表第42.02項に属さないものはどれか。同項の規定を参考にし、一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、同項に属さないものがない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 外面がプラスチックシート製のゴルフバッグ
- 2 外面が金属製のスーツケース
- 3 外面が紡織用繊維製の宝石入れ
- 4 外面が竹製の買物袋
- 5 外面が革製のバイオリンケース

関税率表第42.02項

旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器

第17問 次の記述は、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定（以下「タイ協定」という。）における関税についての特別の規定による便益の適用を受けるための締約国原産地証明書に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 タイ協定に基づく税率の適用を受けようとする貨物に係る締約国原産地証明書は、当該貨物の輸入申告の日において、その発給の日から6月以上を経過したものであってはならない。
- 2 タイ協定に基づく税率の適用を受けようとする貨物を輸入する者は、当該貨物に係る締約国原産地証明書を自ら作成し、輸入申告の際に税関長に提出しなければならない。
- 3 タイ協定に基づく税率の適用を受けようとする貨物を輸入する者は、輸入申告に先立ち文書による事前教示を行い、当該貨物についてタイ協定に基づく原産品である旨の回答を得た場合には、輸入申告の際に当該貨物に係る締約国原産地証明書を税関長に提出する必要はない。
- 4 タイ協定に基づく税率の適用を受けようとする貨物を輸入する者は、当該貨物について関税法第62条の10（外国貨物を置くこと等の承認）に規定する承認を受けた場合であっても、当該貨物の輸入申告の際に当該貨物に係る締約国原産地証明書を税関長に提出しなければならない。
- 5 タイ協定に基づく税率の適用を受けようとする特例申告貨物を輸入する特例輸入者は、当該特例申告貨物に係る締約国原産地証明書について、税関長から提出を求められた場合を除き輸入申告の際に税関長へ提出する必要はない。

平成27年度 通関士本試験

通関書類の作成要領その他通関手続の実務

試 験 問 題 (別 冊)

注 意 事 項

この別冊には、「通関書類の作成要領その他通関手続の実務試験問題」における第1問の輸出統計品目表（抜すい）及び第2問の実行関税率表（抜すい）（EPAタリフデータを含む。）を掲載しています。

第1問 輸出申告

輸出統計品目表（抜粋）

第3部 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

Section III Animal or vegetable fats and oils and their cleavage products; prepared edible fats; animal or vegetable waxes

第15類 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

Chapter 15 Animal or vegetable fats and oils and their cleavage products; prepared edible fats; animal or vegetable waxes

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第02.09項の豚又は家きんの脂肪
 - (b) カカオ脂（第18.04項参照）
 - (c) 調製食料品（第04.05項の物品の含有量が全重量の15%を超えるものに限る。主として第21類に属する。）
 - (d) 獣脂かす（第23.01項参照）及び第23.04項から第23.06項までの油かす
 - (e) 脂肪酸、調製ろう、医薬品、ペイント、ワニス、せつけん、調製香料、化粧品類、硫酸化油その他の第6部の物品
 - (f) 油から製造したファクチス（第40.02項参照）
- 2 第15.09項には、オリーブから溶剤抽出により得た油を含まない（第15.10項参照）。
- 3 第15.18項には、単に変性した油脂及びその分別物を含まないものとし、これらの物品は、変性していない油脂及びその分別物が属する項に属する。

Notes.

- 1.-This Chapter does not cover:
 - (a) Pig fat or poultry fat of heading 02.09;
 - (b) Cocoa butter, fat or oil (heading 18.04);
 - (c) Edible preparations containing by weight more than 15% of the products of heading 04.05 (generally Chapter 21);
 - (d) Greaves (heading 23.01) or residues of headings 23.04 to 23.06;
 - (e) Fatty acids, prepared waxes, medicaments, paints, varnishes, soap, perfumery, cosmetic or toilet preparations, sulphonated oils or other goods of Section VI; or
 - (f) Factice derived from oils (heading 40.02).
- 2-Heading 15.09 does not apply to oils obtained from olives by solvent extraction (heading 15.10).
- 3-Heading 15.18 does not cover fats or oils or their fractions, merely denatured, which are to be classified in the heading appropriate to the corresponding undenatured fats and oils and their fractions.

番号 NO	細分 番号 sub. no	N A C C S 用	品 名	単 位 UNIT		DESCRIPTION	参 考
				I	II		
15.09			オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしていないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			Olive oil and its fractions, whether or not refined, but not chemically modified:	
1509.10	000	3	－バージン油		KG	－Virgin	
1509.90	000	0	－その他のもの		KG	－Other	
15.10							
1510.00	000	4	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第15.09項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしていないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		KG	Other oils and their fractions, obtained solely from olives, whether or not refined, but not chemically modified, including blends of these oils or fractions with oils or fractions of heading 15.09	

番号 NO	細分 番号 sub. no	N A C C 用	品 名	単 位 UNIT		DESCRIPTION	参 考
				I	II		
15.13			やし（コブラ）油、パーム核油及びバ バス油並びにこれらの分別物（化学的 な変性加工をしてない油及び分別物に 限るものとし、精製してあるかないか を問わない。）			Coconut (copra), palm kernel or babassu oil and fractions thereof, whether or not re- fined, but not chemically modified:	
			－やし（コブラ）油及びその分別物			－Coconut (copra) oil and its fractions:	
1513.11	000	1	－粗油		KG	－Crude oil	
1513.19	000	0	－その他のもの		KG	－Other	
			－パーム核油及びババス油並びにこれ らの分別物			－Palm kernel or babassu oil and fractions thereof:	
1513.21	000	5	－粗油		KG	－Crude oil	
1513.29	000	4	－その他のもの		KG	－Other	
15.15			その他の植物性油脂及びその分別物（ホ ホバ油及びその分別物を含み、化学的 な変性加工をしてないものに限るもの とし、精製してあるかないかを問わな い。）			Other fixed vegetable fats and oils (including jojoba oil) and their fractions, whether or not refined, but not chemically modified:	
			－亜麻仁油及びその分別物			－Linseed oil and its fractions:	
1515.11	000	4	－粗油		KG	－Crude oil	
1515.19	000	3	－その他のもの		KG	－Other	
			－とうもろこし油及びその分別物			－Maize (corn) oil and its fractions:	
1515.21	000	1	－粗油		KG	－Crude oil	
1515.29	000	0	－その他のもの		KG	－Other	
1515.30	000	6	－ひまし油及びその分別物		KG	－Castor oil and its fractions	
1515.50	000	0	－ごま油及びその分別物		KG	－Sesame oil and its fractions	
1515.90			－その他のもの			－Other:	
	100	4	－漆ろう及びはぜろう並びにこれら の分別物		KG	－Urushi wax, Haze wax and their frac- tions	
	900	6	－その他のもの		KG	－Other	
15.18							
1518.00	000	2	動物性又は植物性の油脂及びその分別 物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、 吹込み又は真空若しくは不活性ガス の下での加熱重合その他の化学的な変性 加工をしたものに限るものとし、第 15.16 項のものを除く。）並びにこの 類の動物性油脂若しくは植物性油脂又 はこの類の異なる油脂の分別物の混 合物及び調製品（食用に適しないもの に限るものとし、他の項に該当するもの を除く。）		KG	Animal or vegetable fats and oils and their fractions, boiled, oxidised, dehydrated, sulphurised, blown, polymerised by heat in vacuum or in inert gas or otherwise chemi- cally modified, excluding those of heading 15.16; inedible mixtures or preparations of animal or vegetable fats or oils or of frac- tions of different fats or oils of this Chapter, not elsewhere specified or included	

第18類 ココア及びその調製品

Chapter18 Cocoa and cocoa preparations

注（省略）

Notes.（省略）

番号 NO	細分 番号 sub. no	N A C C 用	品 名	単 位 UNIT		DESCRIPTION	参 考
				I	II		
18.04 1804.00	000	4	カカオ脂		KG	Cocoa butter, fat and oil	

第6部 化学工業（類似の工業を含む。）の生産品

SectionVI Products of the chemical or allied industries

注

- 1 (A) 第28.44項又は第28.45項に該当する物品は、放射性鉱物を除くほか、当該各項に属するものとし、この表の他の項には属しない。
- (B) 第28.43項、第28.46項又は第28.52項に該当する物品は、(A)の物品を除くほか、当該各項に属するものとし、この部の他の項には属しない。
- 2 投与量又は小売用にしたことにより第30.04項から第30.06項まで、第32.12項、第33.03項から第33.07項まで、第35.06項、第37.07項又は第38.08項のいずれかに属するとみられる物品は、1の物品を除くほか、当該各項に属するものとし、この表の他の項には属しない。
- 3（省略）

Notes.

- 1.- (A) Goods (other than radioactive ores) answering to a description in heading 28.44 or 28.45 are to be classified in those headings and in no other heading of the Nomenclature.
- (B) Subject to paragraph (A) above, goods answering to a description in heading 28.43, 28.46 or 28.52 are to be classified in those headings and in no other heading of this Section.
2. Subject to Note 1 above, goods classifiable in heading 30.04, 30.05, 30.06, 32.12, 33.03, 33.04, 33.05, 33.06, 33.07, 35.06, 37.07 or 38.08 by reason of being put up in measured doses or for retail sale are to be classified in those headings and in no other heading of the Nomenclature.
- 3.- (省略)

第33類 精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類

Chapter33 Essential oils and resinoids; perfumery, cosmetic or toilet preparations

注

- 1 (省略)
- 2 第33.02項において「香気性物質」とは、第33.01項の物質、これらの物質から単離した香気性成分及び合成香料のみをいう。
- 3 第33.03項から第33.07項までには、これらの項の物品としての用途に適する物品のうち、当該用途に供するため小売用の包装にしたもの（混合してあるかないかを問わないものとし、精油のアクアスディステレート及びアクアスソリューションを除く。）を含む。
- 4 (省略)

Notes.

1. (省略)
2. The expression "odoriferous substances" in heading 33.02 refers only to the substances of heading 33.01, to odoriferous constituents isolated from those substances or to synthetic aromatics.
3. Headings 33.03 to 33.07 apply, *inter alia*, to products, whether or not mixed (other than aqueous distillates and aqueous solutions of essential oils), suitable for use as goods of these headings and put up in packings of a kind sold by retail for such use.
4. (省略)

番号 NO	細分 番号 sub. no	N A C C 用	品 名	単 位 UNIT		DESCRIPTION	参 考
				I	II		
33.01			精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアクアスディステレート及びアクアスソリューション		KG	Essential oils (terpeneless or not), including concretes and absolutes; resinoids; extracted oleoresins; concentrates of essential oils in fats, in fixed oils, in waxes or the like, obtained by enfleurage or maceration; terpene by-products of the deterpenation of essential oils; aqueous distillates and aqueous solutions of essential oils;	
			－精油（かんきつ類の果実のものに限る。）		KG	－Essential oils of citrus fruit ;	
3301.12	000	1	－オレンジのもの		KG	－Of orange	
3301.13	000	0	－レモンのも		KG	－Of lemon	
3301.19	000	1	－その他のもの		KG	－Other	
			－精油（かんきつ類の果実のものを除く。）			－Essential oils other than those of citrus fruit ;	
3301.24	000	3	－ペパーミント（メンタ・ピペリタ）のもの		KG	－Of peppermint (<i>Mentha piperita</i>)	
3301.25	000	2	－その他のミントのもの		KG	－Of other mints	
3301.29	000	5	－その他のもの		KG	－Other	
3301.30	000	4	－レジノイド		KG	－Resinoids	
3301.90	000	0	－その他のもの		KG	－Other	
33.02			香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもととした混合物（アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。）並びに香気性物質をもととしたその他の調製品（飲料製造に使用する種類のものに限る。）			Mixtures of odoriferous substances and mixtures (including alcoholic solutions) with a basis of one or more of these substances, of a kind used as raw materials in industry; other preparations based on odoriferous substances, of a kind used for the manufacture of beverages;	
3302.10	000	1	－食品工業又は飲料工業において使用する種類のもの		KG	－Of a kind used in the food or drink industries	
3302.90	000	5	－その他のもの		KG	－Other	

番号 NO	細分 番号 sub. no	N A C C S 用	品 名	単 位 UNIT		DESCRIPTION	参 考
				I	II		
33.04			美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品			Beauty or make-up preparations and preparations for the care of the skin (other than medicaments), including sunscreen or sun tan preparations; manicure or pedicure preparations:	
3304.10	000	4	－唇のメーキャップ用の調製品	KG (I.I.)		－Lip make-up preparations	貿Ⅱ-36、Ⅱの2
3304.20	000	1	－眼のメーキャップ用の調製品	KG (I.I.)		－Eye make-up preparations	〃
3304.30	000	5	－マニキュア用又はペディキュア用の調製品	KG (I.I.)		－Manicure or pedicure preparations	貿Ⅱ-21の3、Ⅱ-36、Ⅱの2、麻
			－その他のもの			－Other:	
3304.91	000	0	－パウダー（固形にしたものを含む。）	KG (I.I.)		－Powders, whether or not compressed	貿Ⅱ-36、Ⅱの2
3304.99			－その他のもの			－Other:	
	100	1	－化粧下	KG (I.I.)		－Foundation creams	〃
	200	3	－その他のクリーム	KG (I.I.)		－Other creams	〃
	900	3	－その他のもの	KG (I.I.)		－Other	〃

第2問 輸入（納税）申告

実行関税率表（抜すい）

第2類 肉及び食用のくず肉

Chapter 2 Meat and edible meat offal

番 号 No.	統計 細分 Stat Code No.	N A C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
02.01			牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに 限る。)						Meat of bovine animals, fresh or chilled: ⑤
0201.10	000	†	枝肉及び半丸枝肉	(50%)	(50%)	× 無税 Free	38.5%	KG	Carcasses and half-carcasses
0201.20	000	†	その他の骨付き肉	(50%)	(50%)	× 無税 Free	38.5%	KG	Other cuts with bone in
0201.30			骨付きでない肉	(50%)	(50%)	× 無税 Free	38.5%		Boneless:
	010	†	ーロインのもの					KG	Loin
	020	†	ーかた、うで及びもものもの					KG	Chuck, Clod and Round
	030	†	ーばらのもの					KG	Brisket and plate
	090	†	ーその他のもの					KG	Other
02.02			牛の肉（冷凍したものに限る。）						Meat of bovine animals, frozen: ⑤
0202.10	000	†	枝肉及び半丸枝肉	(50%)	(50%)	× 無税 Free	38.5%	KG	Carcasses and half-carcasses
0202.20	000	†	その他の骨付き肉	(50%)	(50%)	× 無税 Free	38.5%	KG	Other cuts with bone in
0202.30			骨付きでない肉	(50%)	(50%)	× 無税 Free	38.5%		Boneless:
	010	†	ーロインのもの					KG	Loin
	020	†	ーかた、うで及びもものもの					KG	Chuck, Clod and Round
	030	†	ーばらのもの					KG	Brisket and plate
	090	†	ーその他のもの					KG	Other
02.04			羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷 蔵し又は冷凍したものに限る。）						Meat of sheep or goats, fresh, chilled or fro- zen:
0204.10	000	2	子羊の枝肉及び半丸枝肉（生鮮の もの及び冷蔵したものに限る。）	無税 Free	(無税) (Free)			KG	Carcasses and half-carcasses of lamb, fresh or chilled
			その他の羊の肉（生鮮のもの及び 冷蔵したものに限る。）						Other meat of sheep, fresh or chilled:
0204.21	000	5	枝肉及び半丸枝肉	無税 Free	(無税) (Free)			KG	Carcasses and half-carcasses
0204.22	000	4	その他の骨付き肉	無税 Free	(無税) (Free)			KG	Other cuts with bone in
0204.23	000	3	骨付きでない肉	無税 Free	(無税) (Free)			KG	Boneless
0204.30	000	3	子羊の枝肉及び半丸枝肉（冷凍し たものに限る。）	無税 Free	(無税) (Free)			KG	Carcasses and half-carcasses of lamb, fro- zen

番 号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
0204.41	000	6	その他の羊の肉（冷凍したものに 限る。） 枝肉及び半丸枝肉	無税 Free	（無税） （Free）			KG	Other meat of sheep, frozen: Carcasses and half-carcases
0204.42	000	5	その他の骨付き肉	無税 Free	（無税） （Free）			KG	Other cuts with bone in
0204.43	000	4	骨付きでない肉	無税 Free	（無税） （Free）			KG	Boneless
0204.50	000	4	やぎの肉	無税 Free	（無税） （Free）			KG	Meat of goats
02.06			食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、 ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生 鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したも のに限る。）						Edible offal of bovine animals, swine, sheep, goats, horses, asses, mules or hinnies, fresh, chilled or frozen:
0206.10			牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵し たものに限る。）						Of bovine animals, fresh or chilled:
	020	4	1 ほほ肉及び頭肉	50%	(50%)	×無税 Free		KG	1 Cheek meat and head meat
			2 その他のもの						2 Other:
			(1) 臓器及び舌	15%	12.8%	×無税 Free			(1) Internal organs and tongues:
	011	2	一舌					KG	Tongues
	019	3	一その他のもの					KG	Other
	090	4	(2) その他のもの	25%	21.3%	×無税 Free		KG	(2) Other
			牛のもの（冷凍したものに限る。）						Of bovine animals, frozen:
0206.21	000	1	舌	15%	12.8%	×無税 Free		KG	Tongues
0206.22	000	0	肝臓	15%	12.8%	×無税 Free		KG	Livers
0206.29			その他のもの						Other:
	020	6	1 ほほ肉及び頭肉	50%	(50%)	×無税 Free		KG	1 Cheek meat and head meat
			2 その他のもの						2 Other:
	010	3	(1) 臓器	15%	12.8%	×無税 Free		KG	(1) Internal organs
	090	6	(2) その他のもの	25%	21.3%	×無税 Free		KG	(2) Other

第5類 動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）

Chapter5 Products of animal origin, not elsewhere specified or included

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
- (a) 食用の物品（動物の腸、ほうこう又は胃の全形のもの及び断片並びに動物の血で、液状のもの及び乾燥したものを除く。）
- (b) 原皮及び毛皮（第41類及び第43類参照。第05.05項の物品並びに第05.11項の原皮くず及び毛皮くずを除く。）
- (c) 動物性紡織用繊維（第11部参照。馬毛及びそのくずを除く。）
- (d) ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品（第96.03項参照）

Notes.

1. This Chapter does not cover:
- (a) Edible products (other than guts, bladders and stomachs of animals, whole and pieces thereof, and animal blood, liquid or dried);
- (b) Hides or skins (including furskins) other than goods of heading 05.05 and parings and similar waste of raw hides or skins of heading 05.11 (Chapter 41 or 43);
- (c) Animal textile materials, other than horsehair and horsehair waste (Section XI); or
- (d) Prepared knots or tufts for broom or brush making (heading 96.03).

番 号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
05.06			骨及びホーンコア（加工していないもの及び脱脂し、単に整え、酸処理し又は脱脂したものに限定のものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及びくず						Bones and horn-cores, unworked, defatted, simply prepared (but not cut to shape), treated with acid or degelatinised; powder and waste of these products:
0506.10	000	0	オセイン及び酸処理した骨	無税 Free	(無税) (Free)			KG	Ossein and bones treated with acid
0506.90			その他のもの	無税 Free	(無税) (Free)				Other:
	010	0	一骨粉					KG	Powder of bone
	090	3	一その他のもの					KG	Other

第16類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品

Chapter 16 Preparations of meat, of fish or of crustaceans, molluscs or other aquatic invertebrates

注

- この類には、第2類、第3類又は第05.04項に定める方法により調製し又は保存に適する処理をした肉、くず肉、魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物を含まない。
- ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるものは、この類に属する。この場合において、これらの物品の二以上を含有する調製食料品については、最大の重量を占める成分が属する項に属する。前段及び中段のいずれの規定も、第19.02項の詰物をした物品及び第21.03項又は第21.04項の調製品については、適用しない。

号注

- (省略)
- 第16.04項又は第16.05項の号において、慣用名のみで定める魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物は、第3類において同一の慣用名で定める魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物と同一の種に属する。

備考 (省略)

Notes.

- This Chapter does not cover meat, meat offal, fish, crustaceans, molluscs or other aquatic invertebrates, prepared or preserved by the processes specified in Chapter 2 or 3 or heading 05.04.
- Food preparations fall in this Chapter provided that they contain more than 20% by weight of sausage, meat, meat offal, blood, fish or crustaceans, molluscs or other aquatic invertebrates, or any combination thereof. In cases where the preparation contains two or more of the products mentioned above, it is classified in the heading of Chapter 16 corresponding to the component or components which predominate by weight. These provisions do not apply to the stuffed products of heading 19.02 or to the preparations of heading 21.03 or 21.04.

Subheading Notes.

- (省略)
- The fish, crustaceans, molluscs and other aquatic invertebrates specified in the subheadings of heading 16.04 or 16.05 under their common names only, are of the same species as those mentioned in Chapter 3 under the same name.

Additional Note. (省略)

番 号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
16.05			甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）						Crustaceans, molluscs and other aquatic invertebrates, prepared or preserved:
1605.21			シュリンプ及びブローン						Shrimps and prawns:
			気密容器入りでないもの						Not in airtight container:
			1 単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	4.8%	(4.8%)	3.2% × 無税 Free			1 Simply boiled in water or in brine; chilled, frozen, salted, in brine or dried, after simply boiled in water or in brine:
	011	0	－単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し又は冷凍したもの					KG	Simply boiled in water or in brine; chilled or frozen after simply boiled in water or in brine
	019	1	－その他のもの					KG	Other
			2 その他のもの	6%	5.3%	× 無税 Free			2 Other:
	021	3	－米を含むもの					KG	Containing rice
1605.29	029	4	－その他のもの					KG	Other
			その他のもの						Other:
	010	†	1 単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	4.8%	(4.8%)	3.2% × 無税 Free		KG	1 Simply boiled in water or in brine; chilled, frozen, salted, in brine or dried, after simply boiled in water or in brine
			2 その他のもの	6%	5.3%	× 無税 Free			2 Other:
	021	2	－米を含むもの					KG	Containing rice
	029	3	－その他のもの					KG	Other

附表 EPAタリフデータ（抜すい）

本表の各欄の意味

「番号」：HS 番号 6 桁の「号」又はそれに 3 桁の「統計細分」を加えた 9 桁の統計品目番号が表記されています。

「オーストラリア」：経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく協定税率が表記されています。

各税率欄

基本的には「号」（HS 番号 6 桁）ごとに税率を表記していますが、号以下の「統計細分」で税率が分かれているものについては、「号」に 3 桁の「統計細分」を加えた 9 桁の統計品目番号ごとに税率を表記しています。

また、税率欄に「－」が記載されている箇所は、その協定について、譲許されていない（協定税率の設定がない）ことを示します。

番 号	オーストラリア
0201. 30	31. 5%
0202. 30-010	28. 5%
0202. 30-020	28. 5%
0204. 43	無税
0206. 10-011	附属書 1 第 3 編第 1 節注釈 2 (36) に定める関税割当数量以内のもの 7. 6%
0506. 90	無税
1605. 21-021	－
1605. 21-029	無税

平成27年度 通関士本試験

通関書類の作成要領その他通関手続の実務

解答・解説

〈H27年度 通関実務 解答＆難易度〉

《配点》

輸出申告書（選択式・計算式）	第 1 問	5 点
輸入申告書（選択式・計算式）	第 2 問	15 点
選択式	第 3 問～第 7 問（各 2 点）	10 点
計算式	第 8 問～第 12 問（各 2 点）	10 点
択一式	第 13 問～第 17 問（各 1 点）	5 点
合計		45 点

【輸出申告書】 5 点

問		正 解	ランク
第 1 問	(a)	⑮	B
	(b)	①	
	(c)	⑥	
	(d)	⑬	
	(e)	⑩	

【輸入申告書】 15 点

問		正 解	ランク
第 2 問	(a)	①	C
	(b)	④	
	(c)	⑨	
	(d)	⑬	
	(e)	⑧	
	(f)	1129500	
	(g)	1054200	
	(h)	0125500	
	(i)	0112950	
	(j)	0100400	

【選択式】 10点（2点×5問（解答のすべてが正解した場合のみ））

問	項 目	正 解	ランク
第3問	輸出通関	1, 2, 5	B
第4問	輸入通関	1, 3	A
第5問	関税率表上の所属	1, 5	B
第6問	事前教示制度	1, 3	C
第7問	オーストラリア協定	1, 3, 4	B

【計算式】 10点（2点×5問）

問	項 目	正 解	ランク
第8問	関税額の計算	0390200	A
第9問	過少申告加算税額の計算	0031000	A
第10問	課税価格の計算	7970000	B
第11問	課税価格の計算	0417000	A
第12問	課税価格の計算	2125000	A

【択一式】 5点（1点×5問）

問	項 目	正 解	ランク
第13問	特恵関税	0	B
第14問	課税価格の決定の原則	3	B
第15問	関税率表上の所属	0	A
第16問	関税率表上の所属	4	A
第17問	タイ協定	5	B

A：できてほしい問題

B：中間レベルの問題

C：難易度の高い問題

【選択式・計算式】

第1問 正解 (a)－⑮ (b)－① (c)－⑥ (d)－⑬ (e)－⑩

1 為替レート

平成27. 9. 13～平成27. 9. 19までのレートを適用し、\$ 1 = ¥120. 00となる。

2 統計品目番号は、次のようになる。仕入書上に記載はないが、解説の便宜のため(1)～(7)までの番号を付する。

(1) バージンオリーブ油：1509100003

(2) 皮膚の手入れ用のホホバ油：3304999003

(3) カカオ脂：1804000004

(4) ライム（かんきつ類の果実）の精油：3301190001

(5) 植物性油脂の混合物（やし油50%とオリーブ油50%）：1518000002

「植物性の油脂の混合物」であるので、15. 09項又は15. 13項ではなく15. 18項に属する。

(6) 皮膚の手入れ用のバージンオリーブ油（ペパーミントの精油入り）：
3304999003

(7) 香気性物質の混合物（食品工業又は飲料工業において使用する種類以外のもの）：3302900005

33. 02項の「香気性物質」とは33. 01項の物質をいうので、33. 01項に含まれるオレンジの精油とローズマリーの精油の混合物は、香気性物質の混合物として33. 02項に属する（33類注2）。

※ 価格について

仕入書上、各貨物の価格は工場渡し価格（E X W）となっている。

仕入書価格以外に、売手の工場から輸出港までの運賃として、工場渡し価格の12%に相当する額の運賃が払われている。

輸出港までの運賃は、\$ 20, 079. 5 × 12% = \$ 2, 409. 54

F O B 価格は、\$ 20, 079. 5 + \$ 2, 409. 54 = \$ 22, 489. 04

200, 000円 × \$ 20, 079. 5 / \$ 22, 489. 04 ÷ 120 = \$ 1, 488. 09 以下の貨物は20万円以下となる。

貨物(2)と(6)は品目番号が同一となるので、問題文より一欄にまとめる。

貨物(3)及び(4)については、品目番号が異なるが、20万円以下となるので、問題文の指示により一括し、これらのうち価格が最大の貨物(4)の統計品目番号で一括させ、10桁目は「X」とする。

- (a)－貨物(2)(6)→⑮
- (b)－貨物(1)→①
- (c)－貨物(5)→⑥
- (d)－貨物(7)→⑬
- (e)－貨物(3)(4)（(4)で代表）→⑩

第2問 正解 (a)－① (b)－④ (c)－⑨ (d)－⑬ (e)－⑧
 (f)－1129500 (g)－1054200 (h)－0125500 (i)－0112950
 (j)－0100400

1 為替レート

平成27. 9. 13～平成27. 9. 19までのレートを適用し、US\$ 1＝¥120. 00となる。

- 2 統計品目番号は、次のようになる。仕入書上に記載はないが、解説の便宜のため(1)～(6)までの番号を付する。

- (1) 骨付きでない冷蔵した牛の肩肉：0201300046

実行関税率表では、該当する番号が「020130020†」になっているが、**オーストラリア原産**のもので**原産地証明書がある**ものであるため、「NACCS用品目コード表（輸入）（抜すい）」の該当する番号のうち上記の番号になる。

- (2) 骨付きでない冷凍した牛の肩肉：0202300044

実行関税率表では、該当する番号が「020230020†」になっているが、(1)と同様、「NACCS用品目コード表（輸入）（抜すい）」の該当する番号のうち上記の番号になる。

- (3) 骨付きでない冷凍の羊の肉：0204430004

- (4) 冷蔵の牛の舌（くず肉）：0206100112

- (5) 調製した冷凍シュリンプ(米を含むもの)：1605210213

- (6) 加工していない牛の骨（食用でないもの）：0506900903

3 申告価格等

本問では、輸入者（買手）が仕入書に記載されたUS\$20, 100. 00を買付代理人に支払い、買付代理人は仕入書に記載されたAU\$22, 110. 00を輸出者（売手）に支払っている。課税価格の決定は、関税定率法4条の8及び関税評価協定付属書I「解釈のための注釈」により「一般的に認められている会計原則」に従って算定されたものでなければならない。」とされており、また、問題からは、買手が代理人に支払ったUS\$によって買手の経理処理（仕入計上）がされていると解されるので、US\$を適用して課税価格を計算する。

買手が買付代理人に支払った買付手数料は加算しない（定率法基本通達4-9(3)イ～ハ）。

買手（輸入者）の都合による揚地変更に伴う割増料金は加算する（定率法基本通達4-8(6)イ参照）。

変更後の港から本邦保税倉庫までの国内運送費用は加算しない。

仕入書(3)～(6)の貨物はそれぞれ20万円以下となる。経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令1条及び別表第3により、0206.10号の物品は関税割当対象物品であり、問題文13より、(4)の貨物は、関税割当数量以内で、関税割当証明書を取得し、関税割当ての枠内税率の適用に必要な条件が具備されているので、関税割当てを使用して申告する。20万円以下の貨物であるが、関税割当てを使用する貨物は、他の貨物と同一の欄に一括できない。

また、20万円以下のものであっても、問題文2に従い、有税品と無税品は、欄を分けて申告する。(5)の貨物は有税品、(3)と(6)の貨物は無税品であるが、(5)の貨物のほうが価格が大きいので、(d)欄に、(3)と(6)の貨物は(e)欄に入力する。(e)欄については、価格の大きい(3)の貨物の番号で一括し、10桁目を「X」とする。

これより、各欄ごとの貨物の価格は、次のようになる。

$$\begin{aligned} \text{(f)…貨物(1)} &: (\$9,000 \times \yen120) + (\yen110,550 \times \$9,000 / \$20,100) \\ &= \yen1,080,000 + \yen49,500 = \yen1,129,500 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{(g)…貨物(2)} &: (\$8,400 \times \yen120) + (\yen110,550 \times \$8,400 / \$20,100) \\ &= \yen1,008,000 + \yen46,200 = \yen1,054,200 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{(h)…貨物(4)} &: (\$1,000 \times \yen120) + (\yen110,550 \times \$1,000 / \$20,100) \\ &= \yen120,000 + \yen5,500 = \yen125,500 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{(i)…貨物(5)} &: (\$900 \times 120) + (\yen110,550 \times \$900 / \$20,100) \\ &= \yen108,000 + \yen4,950 = \yen112,950 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{(j)…貨物(3), (6)} &: \$440 + \$360 = \$800 \\ & \quad (\$800 \times \yen120) + (\yen110,550 \times \$800 / \$20,100) \\ &= \yen96,000 + \yen4,400 = \yen100,400 \end{aligned}$$

【選択式】

第3問 正解 1, 2, 5

- 1 ○ 輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物については、特定輸出者の承認を受けた者であっても特定輸出申告を行うことはできない（関税法67条の3第3項、施行令59条の8第1号）。
- 2 ○ 特定輸出者が特定輸出申告を行い、税関長の許可を受けた貨物が保税地域以外の場所にある場合において、当該貨物を廃棄しようとするときは、当該貨物の所在地にかかわらず、当該許可をした税関長に届け出なければならない（関税法34条、67条の5）。
- 3 × 法人である特定輸出者が解散した場合には、その解散の時に特定輸出者の承認は効力を失う（67条の10第1項3号）。
- 4 × 輸出申告が、その申告に係る貨物を積み込もうとする外国貿易船について、出港届が税関に提出された後でなければ、当該貨物を保税地域に入れる前に行うことができない旨の規定はない。
- 5 ○ 仮に陸揚げされた貨物のうち、外国為替及び外国貿易法48条1項（輸出の許可等）の規定による許可を受けなければならないものを外国に向けて積み戻そうとする場合には、税関長に積戻し申告をし、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない（75条）。

第4問 正解 1, 3

- 1 ○ 申告納税方式が適用される貨物を業として輸入する者が関税法94条1項（帳簿の備付け等）の規定により備え付けなければならない帳簿に記載すべき事項の一部が輸入の許可書に記載されている場合は、当該一部の事項の当該帳簿への記載を省略することができる（関税法施行令83条5項）。
- 2 × 外国貨物である船用品を当該船舶においてその本来の用途に従って消費することは、みなし輸入の例外にあたり、輸入申告は不要である（関税法2条3項、施行令1条の2第1号）。
- 3 ○ 特例輸入者の特例申告貨物に係る輸入（引取）申告書には、当該特例申告貨物の記号及び番号を記載する必要はない（59条1項1号）。
- 4 × 輸入申告が不要とされている郵便物については、交付のときに輸入を許可された貨物とみなされる（関税法74条）。
- 5 × 申告納税方式が適用される貨物を輸入する場合は、課税価格の合計額にかかわらず、輸入申告をしなければならない（67条）。

第5問 正解 1, 5

プラスチック製の風車（直径70mm）であって、透明な硬質プラスチック製の柄（長さ140mm, 直径10mm）の内部にキャンディ（砂糖菓子）が詰められている物品をがん具として95.03項に分類した。

95類注4に、「第95.03項には、この項の物品と一以上の物品（関税率表の解釈に関する通則3(b)のセットではないもので、単独で提示する場合は他の項に属するものに限る。）とを組み合わせたものを含む（小売用にしたもの及びがん具の重要な特性を有する組合せにしたものに限る。）」との記載があり、この規定を適用するので、肢5が該当する。また、類の注の規定に従うのは、通則1によるので、肢1も該当する。したがって、解答は1, 5となる。

第6問 正解 1, 3

- 1 ○ インターネットによる事前教示の照会は、輸入しようとする貨物の輸入者、輸出者若しくは当該貨物の製法、性状等を把握している利害関係者又はこれらの代理人が行うものとされている（関税法基本通達7-19-2(1)）。
- 2 × 電子メール本文に必要事項を記載してインターネットにより行われた事前教示の照会について、電子メールにより回答が行われた場合において、当該回答が当該照会に係る貨物の輸入申告の際に添付されているとしても当該申告の審査上、尊重されない（7-19-2(5)ニ(ロ)）。
- 3 ○ 文書による事前教示の照会に対する回答書のうち、その交付又は送達があった日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その当初の回答書の発出日）から3年を経過したものは、輸入申告の審査上、尊重されない（7-18(8)ロ(イ)）。
- 4 × 文書による事前教示の照会及び回答の内容については、照会者から一定期間内（180日を超えない期間内）につき公開しないことを求める申出があったものについては、当該申出に係る期間後に公開することとする（7-18(5)ロ）。
- 5 × 文書による事前教示の照会に対する回答のうち、内国消費税等の適用区分及び税率並びに他法令の適用の有無に係るものについては、税関限りの意見であり、主務官庁へ問い合わせる必要がある（7-18(3)ハ(ハ)iv）。したがって、輸入申告の審査上、尊重されない。

第7問 正解 1, 3, 4

- 1 ○ オーストラリア協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けるためにオーストラリア協定原産品申告書を輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を使用して税関長に提出した場合には、当該オーストラリア協定原産品申告書を**書面により提出する必要はない**。
- 2 × オーストラリア協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けるために**締約国原産地証明書を税関長に提出する場合には、輸入貨物がオーストラリア原産品であることを明らかにする書類を併せて提出する必要はない**（関税法施行令61条1項2号イ(1)）。
- 3 ○ オーストラリア協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けるために**オーストラリア協定原産品申告書**を税関長に提出する場合は、税関長がその提出の必要がないと認めるときを除き、輸入貨物がオーストラリア原産品であることを明らかにする書類を**併せて提出しなければならない**（施行令61条1項2号イ(2)）。
- 4 ○ オーストラリア協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けるために税関長に提出する**オーストラリア協定原産品申告書**は、輸入貨物に係る**輸出者、生産者、輸入者のいずれかが自ら作成**することができる。
- 5 × オーストラリア協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けるために税関長に提出する**締約国原産地証明書**は、当該貨物の原産地、仕入地、仕出地若しくは積出地にある**本邦の領事館若しくはこれに準ずる在外公館又はこれらの地の税関その他の官公署若しくは商業会議所の証明したもの**でなければならない（関税法施行令61条2項）。

第8問 正解 0390200

当初申告に係る（修正申告前の）関税額

貨物A 1,386,000円（千円未満切り捨て） $\times 8.4\% = 116,424$ 円

貨物B 3,628,000円（千円未満切り捨て） $\times 7.4\% = 268,472$ 円

$A + B = 116,424$ 円 $+ 268,472$ 円 $= 384,896$ 円

→384,800円（百円未満切捨て）

修正申告書に記載する（修正申告後の）関税額

貨物A 4,938,000円（千円未満切り捨て） $\times 8.4\% = 414,792$ 円

貨物B 4,868,000円（千円未満切り捨て） $\times 7.4\% = 360,232$ 円

$A + B = 414,792$ 円 $+ 360,232$ 円 $= 775,024$ 円

→775,000円（百円未満切捨て）

$775,000$ 円 $- 384,800$ 円 $= 390,200$ 円

第9問 正解 0031000

当初申告に係る（修正申告前の）関税額

5,411,000円（千円未満切捨て） $\times 9.1\% = 492,401$ 円

→492,400円（百円未満切捨て）

修正申告書に記載する（修正申告後の）関税額

7,453,000円（千円未満切捨て） $\times 10.9\% = 812,377$ 円

→812,300円（百円未満切捨て）

修正申告により納付すべき税額（増差税額）

$812,300$ 円 $- 492,400$ 円 $= 319,900$ 円

310,000円（1万円未満切捨て） $\times 10\% = 31,000$ 円

第10問 正解 7970000

1 契約価格（工場渡し価格）（1，2）

700,000円×10台＝7,000,000円を課税価格の計算の基礎とする。

2 MがXに支払った保証の費用（4）……算入する（500,000円を加算）

輸入取引に係る契約において売手が保証費用を買手に対して仕入書価格とは別に請求し、買手が保証費用を支払う場合には、保証費用の額は仕入書価格に加算される（定率法基本通達4-2の4）。50,000円×10台＝500,000円を加算する。

3 MがXに支払った研修費用（5）……算入しない

MがXに依頼した研修費用は、輸入取引に必要なものとはいえないので、課税価格に算入しない。

4 Mが支払った輸入港到着までの運賃（6）……算入する（270,000円を加算）

5 Mが支払った保険料（6）……算入する（80,000円を加算）

6 輸入貨物の梱包費用（6）……算入する（120,000円を加算）

以上より、課税価格は次のようになる。

$$7,000,000円 + 500,000円 + 270,000円 + 80,000円 + 120,000円 \\ = 7,970,000円$$

第11問 正解 0417000

1 契約価格（C F R価格）（1）

1,500円×300個＝450,000円を課税価格の計算の基礎とする。

2 Mが仲介者に支払った仲介手数料（2）……算入する

450,000円×3%＝13,500円を加算する（定率法4条1項2号イ）。なお、Xが支払った仲介手数料は加算しない。

3 Mが支払った取引先の開拓のための調査費用（3）……算入しない

今回の輸入貨物に関わる費用ではないので、加算しない。

4 一括して代金を支払ったことによる値引き（5，6）……控除する

450,000円×11%＝49,500円を控除する

5 輸入港到着後の運送の費用（6）……算入しない

6 輸入港までの保険料……算入する（3,000円を加算）

以上より、課税価格は次のようになる。

$$450,000円 + 13,500円 - 49,500円 + 3,000円 = 417,000円$$

第12問 正解 2125000

- 1 契約価格（工場渡し価格）（1，2）
40円/kg×48,000kg＝1,920,000円を課税価格の計算の基礎とする。
- 2 輸入港到着後の検品の費用（5）……算入しない
検品の結果，1,400kgが変質していたが，これは48,000kgの3%以内であるので，
値引きやクレームの対象とはならない。
- 3 Xの工場からA国の輸出港までの費用（6イ）……算入する（15,000円を加算）
- 4 輸出港から輸入港までの運送費用（6ロ）……算入する（190,000円を加算）
- 5 輸入港における検疫の費用（6ハ）……算入しない
- 6 輸入港からMの倉庫までの運送費用（6ニ）……算入しない

以上より，課税価格は次のようになる。

$$1,920,000円 + 15,000円 + 190,000円 = 2,125,000円$$

【択一式】

第13問 正解 O

- 1 × 特恵受益国であるA国において生まれ，かつ，特恵受益国であるB国において
成育された生きている羊は，**A国の原産品**となる（暫定措置法施行規則8条
3号）。
- 2 × 特恵受益国であるA国の船舶により特恵受益国でないB国の排他的経済水域
で採捕された魚のみから当該船舶において生産された魚の干物は，**A国の原産
品**となる（8条6号）。
- 3 × 関税定率法別表50類から63類までに該当する物品にあつては，当該物品の生
産に使用された非原産品からの加工が実質的な変更を加える加工に該当するか
否かを決定するに当たり，当該非原産品の総重量が当該物品の総重量の**10%以
下**の場合には，当該非原産品からの加工が実質的な変更を加える加工に該当す
るか否かは考慮しないものとする（9条2項）。
- 4 × 特恵受益国でないB国から輸出された材料を使用して，**特恵受益国であるA
国において，実質的な変更を加える製造により生産された物品は，A国の原産
品**である（26条1項2号）。

- 5 × 特恵受益国であるA国の原産品は、B国を経由して本邦に運送された場合であっても、B国において**運送上の理由による積替え及び一時蔵置**以外の取扱いがされなかったものや、B国における**一時蔵置又は博覧会、展示会**その他これらに類するものへの**出品のため輸出**された物品で、その輸出をした者により当該非原産国から本邦に輸出されるものの場合には、**A国が原産地と認められる**（31条1項2号、3号）。

第14問 正解 3

- 1 できる 売手と買手の売買契約に基づき輸入する貨物であって、買手による当該輸入貨物の使用について、**法令による制限が課されている場合**であっても、課税価格の決定の原則により課税価格を計算できる（定率法4条2項1号、施行令1条の7第2号）。
- 2 できる 売買契約に基づく輸入取引の売手と買手とが定率法4条2項4号に規定する**特殊関係にある場合**であっても、輸入貨物に係る産業での**通常の価格設定に関する慣行に適合する方法**で当該輸入貨物の価格が設定されている場合には、取引価格に影響がないものとして取り扱い、課税価格の決定の原則により課税価格を計算できる（定率法4条2項4号、基本通達4-19(1)イ）。
- 3 できない 輸入貨物の売手が、特定の数量の完成品を受け取るとを条件として、その半製品である当該輸入貨物を買手に提供する形態を基礎として、輸入貨物の価格が設定されている場合には、課税価格の決定の原則により課税価格を計算することができない（定率法4条2項2号、基本通達4-17(1)）。
- 4 できる 売買契約に基づく輸入取引の売手と買手とが定率法4条2項4号に規定する特殊関係にあり、当該売手が製造者等から購入した貨物を当該買手が輸入する場合において、輸入貨物の価格が当該製造者等から他の売手を経て、これと特殊関係にない他の買手が輸入する当該貨物と類似の貨物の価格と近似していると認められる価格である場合には、課税価格の決定の原則により課税価格を計算できる（定率法4条2項、基本通達4-19(1)へ）。

- 5 できる 売手と買手の売買契約に基づき輸入する貨物であって、買手である独占販売権者が売手から当該輸入貨物を**再販売できることができる地域について制限**を受けている場合であっても、独占販売権者が買手であることは特殊関係に該当せず、課税価格の決定の原則により課税価格を計算できる（施行令1条の7第1号）。

第15問 正解 0

3003.10項の規定は、「ペニシリン若しくはその誘導体（ペニシラン酸構造を有するものに限る。）又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの」となっている。ペニシリンかストレプトマイシンのいずれかが含有されていれば、この項に属する。したがって、肢1～肢5のものは**すべて3003.10項に該当し、解答は「0」**となる。

第16問 正解 4

「42.02項の規定」

- ・旅行用バッグ，断熱加工された飲食料用バッグ，化粧用バッグ，リュックサック，ハンドバッグ，**買物袋**，財布，マップケース，シガレットケース，たばこ入れ，工具袋，**スポーツバッグ**，瓶用ケース，**宝石入れ**，おしろい入れ，刃物用ケースその他これらに類する容器……革，コンポジションレザー，プラスチックシート，紡織用繊維，バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限り属する。
- ・トランク，**スーツケース**，携帯用化粧道具入れ，エグゼクティブケース，書類かばん，通学用かばん，眼鏡用ケース，双眼鏡用ケース，写真機用ケース，**楽器用ケース**，銃用ケース，けん銃用のホルスターその他これらに類する容器……材質を問わず属する。

- 1 属する 外面がプラスチックシート製のゴルフバッグは，42.02項に**属する**。
- 2 属する 外面が金属製のスーツケースは，42.02項に**属する**。
- 3 属する 外面が紡織用繊維製の宝石入れは，42.02項に**属する**。
- 4 **属さない** 外面が竹製の買物袋は，42.02項に**属さない**。46.02項に属する。
- 5 属する 外面が革製のバイオリンケースは，42.02項に**属する**。

第17問 正解 5

- 1 × タイ協定に基づく税率の適用を受けようとする貨物に係る締約国原産地証明書は、当該貨物の輸入申告の日において、その発給の日から **1年以上** を経過したものであってはならない（関税法施行令61条5項）。
- 2 × タイ協定に基づく税率の適用を受けようとする貨物を輸入しようとする者は、貨物の記号、番号、品名、数量及び原産地を記載し、かつ、**当該貨物の原産地、仕入地、仕出地若しくは積出地にある本邦の領事館若しくはこれに準ずる在外公館又はこれらの地の税関その他の官公署若しくは商業会議所の証明した締約国原産地証明書を原則として輸入申告の際に税関長に提出しなければならない**（61条2項）。輸入者が自ら作成するのではない。
- 3 × タイ協定に基づく税率の適用を受けようとする貨物を輸入しようとする者が、輸入申告に先立ち文書による事前教示を行い、当該貨物についてタイ協定に基づく原産品である旨の回答を得た場合に、輸入申告の際に締約国原産地証明書の税関への提出が不要になる旨の**規定はない**。
- 4 × タイ協定に基づく税率の適用を受けようとする貨物を輸入する者は、当該貨物について総合保税地域に置くことの承認（総保入承認）を受ける場合には、**総保入承認の申請の際に税関長に提出しなければならない**（51条の12第3項）。
- 5 ○ タイ協定に基づく税率の適用を受けようとする**特例申告貨物**を輸入する特例輸入者は、当該特例申告貨物に係る**締約国原産地証明書**について、税関長から提出を求められた場合を除き、**輸入申告の際に税関長へ提出する必要はない**（基本通達67-3-4(4)）。